

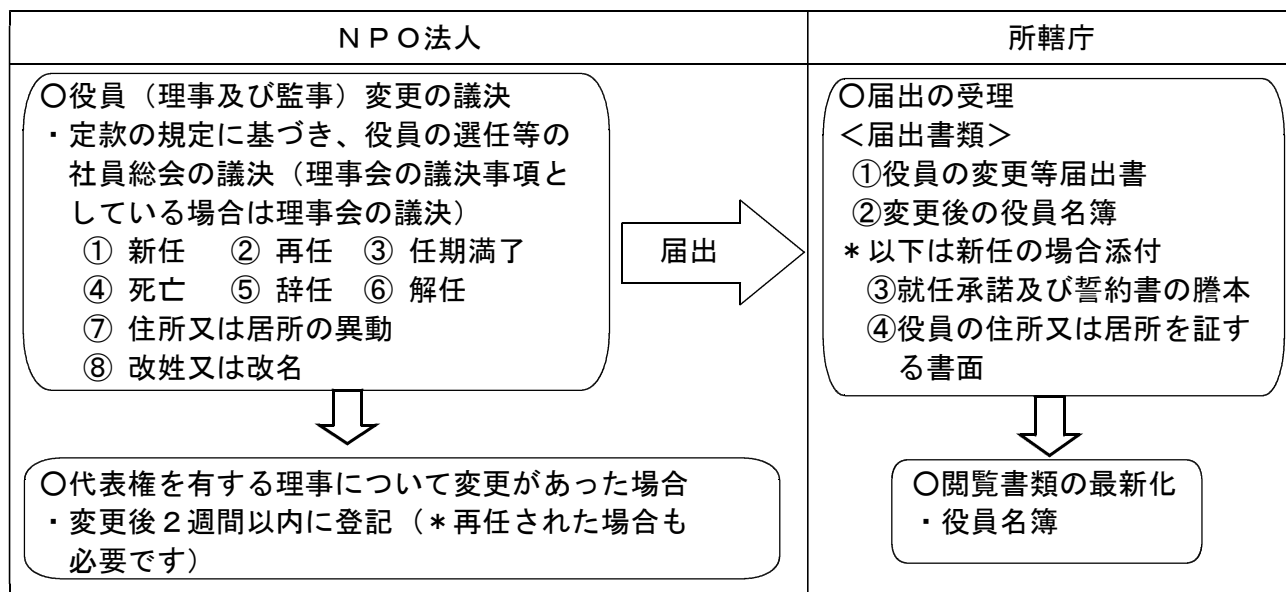
4 役員の変更等の手続

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等を届け出なければなりません（法第23条第1項）

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます）には、新たに就任した役員についての「就任承諾及び誓約書」の謄本と、役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法第23条第2項）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組合登記令第3条第1項）。

(1) 手続の流れ



① 役員変更の議決

* 定款の規定に基づき、役員（理事、監事）の変更に係る社員総会の議決を行ってください。（理事会の議決事項としている場合は、理事会の議決）

* 役員の変更事由には、次の①～⑧が該当します。

- ① 新任 ② 再任 ③ 任期満了 ④ 死亡 ⑤ 辞任 ⑥ 解任
⑦ 住所又は居所の移動 ⑧ 改姓又は改名

② 所轄庁への届出

役員について変更等があった場合は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。

	届 出 書 類 等	様 式	部 数	参 照 ペ ー ジ
1	役員の変更等届出書	第4号	1	25, 75
2	変更後の役員名簿	任 意	2	
< 新任の場合提出 >				
3	就任承諾及び誓約書の謄本	任 意	1	28
4	役員の住所又は居所を証する書面 (住民票等 6ヶ月以内に発行されたもの) * 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は省略可能	官公署	1	—

③登記

代表権を有する理事に関する事項に変更があったときには、2週間以内に法務局で登記を行う必要があります。

なお、定款をもって、代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません。この場合、代表権を有する理事以外の役員登記は不要です。

<参考>登記事項（組合等登記令第2条）

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額

(2) 注意事項

- ①同一人が、理事から監事へ、又は監事から理事へ変わるときは、辞任（又は任期満了）と新任に該当することになります。
- ②定款に定めている定数を超えて役員を増員する場合は、定款を変更する必要があります。
- ③任期満了後、全員が再任された場合も届出書を提出してください。
- ④代表権を有する理事について、任期満了に伴い再任された場合は（全員が再任でも）、改めて当該役員の「重任」の登記が必要です。

<お願い> 代表者・事務所所在地等の変更連絡表（「法人連絡表」の提出について

在任中の理事の中で理事長を交代した場合は「役員の変更等届出書」の提出は不要ですが、事務管理の都合上、その旨のご連絡をお願いします。（様式 P49）

また、※定款変更を伴わない事務所の所在地変更（変更登記は必要です）、事務連絡先の変更についても、法人連絡表でご連絡をお願いします。

※例：定款で事務所の所在地を「岡山市」と定めている法人が、所在地を岡山市北区大供〇〇から岡山市北区内山下××に変更して、登記した。

記載例 役員の変更等届出書

様式第4号（第6条関係）

岡山市長 様

平成 年 月 日

届出書の提出年月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 代表者氏名 △ △ △
 主たる事務所の所在地
 電話番号 (××) ×××

印

法人印

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第23条第1項及び第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

住民票どおりの氏名、住所を記載

変更年月日 変更事項	役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	生年月日
平成〇年〇月〇日 再任	理事	フリ ガナ 〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	
平成〇年〇月〇日 辞任	理事	フリ ガナ 〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	
平成〇年〇月〇日 新任	理事	フリ ガナ △△ △△	〇県△郡△町△△△番地	S25.4.1
平成〇年〇月〇日 新任(増員)	理事	フリ ガナ △△ △△	〇県△郡△町△△△番地	S31.3.1
補欠・増員の場合は、その旨付記すること。増員の場合は、定款に定める役員定数を越えないよう確認すること。定数を変更する場合は、定款変更届が必要。				
平成〇年〇月〇日 住所の異動	監事	フリ ガナ 〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	
平成〇年〇月〇日 改姓	理事	フリ ガナ 〇× 〇〇 (〇〇)	〇県〇市〇町〇丁目〇番地〇号	

理事・監事の別を記入
 (理事長・会長等の役職名ではない)

新任で、住民票を省略する場合は生年月日を記入

新住所を住民票どおりに記載

旧姓を()で併記する。

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、各役員住所又は居所を証する書面のとおりに記載すること。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員住所又は居所を証する書面※
※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能
- 7 「生年月日」の欄は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合にのみ記載すること。
※役員が新たに就任した場合で、住民票を省略する場合のみ記載
- 8 変更後の役員名簿は2部添付すること

<住民票を省略する場合の注意点>

- 1 本人確認を円滑に行うため、役員名簿には、役員の氏名（フリガナ）・住所・生年月日を正確に記載してください。
 - ・ 漢字、地番部屋番号等、特にご留意ください。
 - 例：①漢字の字体は正確に 「広」と「廣」、「恵」と「惠」
 - ② 地番部屋番号等は詳しく
「〇市〇町1-3-1 403」→「〇市〇町一丁目3番1号△△コーポ403号」
 - ・ 役員名簿等に記載されている氏名・住所・生年月日で確認できない場合は、住民票の写しを提出していただきます。
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムに接続していない次の市区町等に住民票がある方は、従来どおり住民票の写しの提出が必要です。
 - ・ 福島県矢祭町
- 3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない方については、従来どおり住所を証する書面の提出が必要です。

記載例 様式例 役員名簿（変更後の役員名簿・最新の役員名簿）

役員名簿

（平成 年 月 日現在）

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	フリガナ氏名	住所又は居所	任期	報酬の有無
理事長	フリガナ 〇〇 〇〇	〇〇県××市△二丁目4番6号	自至 年 月 日	無
副理事長	フリガナ ×× ××	〇〇県××市△五丁目3番3号	自至 年 月 日	無
理事	フリガナ △△ △△	〇〇県××市△七丁目2番9号	自至 年 月 日	無
同	フリガナ ●● ●●	〇〇県××市△九丁目4番8号	自至 年 月 日	無
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>住民票の記載どおりに記入する。</p> </div>				
監事	フリガナ 〇〇 〇〇	〇〇県××市△57番地	自至 年 月 日	無
同	フリガナ △△ △△	〇〇県××市〇98番地の1	自至 年 月 日	無

【留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。但し、理事において、理事長・副理事長などの職名を定めている場合はそれぞれの理事について職名を記載してください。
- 3 任期（2年以内で定款で定めている期間）を記載してください。
- 4 それぞれの役員について報酬の有無を記載すること。